
偽情報と武力紛争法

永福 誠也

〈要旨〉

偽情報の発信、拡散は、一般的には反社会的、悪しき行為と解されるが、奇計の一手段として、偽情報は古くから戦争時に発信、使用されてきた。国際的武力紛争に適用される1949年ジュネーヴ条約第1追加議定書にも、奇計としての偽情報の使用は禁止されない旨の規定がある。ただし、奇計としての偽情報発信と言い得るには、あくまで武力紛争法の諸規則に違反しないことが前提となる。もっとも、武力紛争法は交戦法規と中立法規から構成されるが、そもそも偽情報は物理的な強制力を持たず人の認知に働きかけるだけであるため、一般的にはその発信は交戦法規上の攻撃には該当しないと解される。しかし、交戦法規（第1追加議定書）の規則をつぶさに分析・検討すると、特別な状況下では、偽情報の発信が違法な戦闘方法等に該当する可能性のあることがわかる。よって、武力紛争時、敵国からの偽情報に対応する際は、上述の点に留意する必要がある。

はじめに：問題の所在

2024（令和6）年の能登半島地震の発災直後、SNS上で救助を求めたり、被害状況を知らせたりする多くの情報が発信された一方、偽情報も発信、拡散され、その結果、救命・救助活動に支障が出るなどの悪影響が生じたという¹。このように、偽情報の発信、拡散は、一般的には反社会的、悪しき行為と解される一方、敵に対する奇計の一手段として、偽情報は、古くから戦争・武力紛争時に発信、使用されてきた。この武力紛争時の奇計たる偽情報の発信、使用は合法という認識は、国際社会で広く共有されており、例えば、ドイツは、（国際）人道法²（武力紛争法）のマニュアルで「敵の抵抗意思を挫き、かつ軍事規律に影響を及ぼすため、（例えば、瑕疵を煽るような）偽情報の拡散による政治プロパガン

1 内閣府大臣官房政府広報室『インターネット上の偽情報や誤情報にご注意!』2024年3月27日、<https://www.gov-online.go.jp/article/202403/entry-5920.html>。

2 戦時国際法（戦争法）から転化した武力紛争法という語とともに、1970年代以降国際人道法という用語も広く用いられるようになり、当初国際人道法は武力紛争犠牲者等たる人や物等の保護に関する法（ジュネーヴ法）のみを指す語として用いられたが、今日では武力紛争法全体を指す語として、武力紛争法と互換的に用いられることが多々ある。岩沢雄司『国際法（第2版）』（東京大学出版会、2023年）726頁。

ダや軍事プロパガンダの実施は認められる」³と述べている。また、国際的武力紛争に適用される1949年ジュネーブ条約第1追加議定書（以下、AP I）にも、奇計としての偽情報の使用は禁止されない旨の規定（37条2項）がある。ただし、奇計たる偽情報の発信と言い得るには、あくまで武力紛争の際に適用される武力紛争法の諸規則に違反しないことが前提となる（37条2項第2文）。もっとも、どのような偽情報の発信が武力紛争法違反となり得るかについてはAP Iでも明示されていない。しかし、インターネット、SNS、スマートフォンなどの普及により、情報の拡散力が著しい今日、武力紛争法違反となり得る偽情報について、事前に分析、検討しておくことは、自国が武力紛争当事国となった際、敵国⁴からの偽情報発信に対する有効な方策等を講じる上で、肝要と考えられる。

そこで、本稿では、まず偽情報の発信が武力紛争法違反となるかを分析検討する上で前提となる武力紛争法の内容（概要）及び武力紛争法違反の意義・要件を確認し、当該分析検討上の留意点を押さえる。その後、武力紛争時の偽情報の実例を確認し、それらを踏まえ、武力紛争法違反と思われる偽情報の発信について論点をいくつか取り上げ、当該論点について分析検討を行う。そして最後にそれらを踏まえ、武力紛争時の偽情報対応等に関する法（国際法）的観点からの留意点について確認する。なお、本稿の趣旨目的に鑑み、分析検討上の前提とする武力紛争は国際的なものと解し得るものを含め国際的なものを想定する⁵。

3 The Federal Ministry of Defence of the Federal Republic of Germany, *Humanitarian Law in Armed Conflicts – Manual* (Hereinafter referred to as German Manual), August 1992, para. 474.

4 敵国以外に国際法主体性を持つ敵として、例えば交戦団体承認により国際法主体性を取得した組織・団体などが挙げられるが、（国際的）武力紛争時の敵は基本的に敵国となる。

5 本稿3節(3)で取り上げている2023年10月から生起し本稿執筆時(2024年7月)も継続しているイスラエル・ハマス（パレスチナ）間の武力紛争の法的性質に関し、本(2024)年5月20日、国際刑事裁判所の検察官は、イスラエル首相等に係る逮捕状発付請求に関する声明の中で、本武力紛争は、イスラエル・パレスチナ間の国際的武力紛争とイスラエル・ハマス間の非国際的武力紛争が並行するものである旨説明している。このため、当該逮捕状中で示されている文民たる住民に対する故意の攻撃の罪の根拠規定は、国際的な武力紛争に適用される規則（ICC規程8条(2)(b)(i)）又は国際的性質を有しない武力紛争に適用される規則（ICC規程8条(2)(e)(i)）となっている。もっとも、本件武力紛争の正確な法的性質とその理論的根拠の検証は本稿の射程外であり、別途検討されるべき課題と言えよう。“Statement of ICC Prosecutor Karim A.A. Khan KC,” Office of the Prosecutor, last updated May 20, 2024, <https://www.icc-cpi.int/news/statement-icc-prosecutor-karim-aa-khan-kc-applications-arrest-warrants-situation-state>.

1. 武力紛争法の諸規則

戦争が国際法上許容されていた時代、戦時には平時と異なる国際法の諸規則、すなわち、戦時国際法（戦争法）が適用されると観念されていた⁶。また、戦時国際法は、交戦国相互の関係を規律する交戦法規（交戦法）と交戦国・中立国間の関係を規律する中立法規（中立法）からなるとされていた⁷。しかし、戦争が違法化され、紛争の平和的解決義務と武力不行使原則が国際法の基盤原理として確立された今日、戦時国際法という概念は理論上成立し得なくなった。もっとも、2022年にロシアがウクライナ侵略を開始し、両国間で武力紛争が始まったように、国際的武力紛争自体は今日においても生じる場合がある。そこで、戦争の違法化・武力不行使原則の確立により、中立法規を中心に伝統的な戦時国際法の内容から一部原理的修正が生じていると解される部分があるものの、従来の戦時国際法は今日武力紛争法（又は国際人道法）として観念され⁸、交戦法規と中立法規からなる国際法分野として今日も存在している⁹。その主な内容と留意点等は以下のとおりである。

(1) 交戦法規

交戦法規は、戦闘の方法・手段を規制する規則と武力紛争犠牲者等の保護に関する規則に大別され、前者がハーグ法、後者がジュネーヴ法と呼称される場合もある¹⁰。

戦闘方法に関しては、その基盤・基礎となる原則として、攻撃に際して目標を区別し、文民・民用物を対象としてはならず、対象を軍事目標に厳格に限定せねばならないという軍事目標主義（目標区別原則¹¹）¹²がある（API 48条、51条2項、52条）。この軍事目標主義からの派生規則として、無差別攻撃の禁止（API 51条4項）、文民・民用物への攻撃を差

6 岩沢『国際法』726頁。

7 黒崎将広、坂元茂樹、西村弓、石垣友明、森肇志、真山全、酒井啓亘『防衛実務国際法』（弘文堂、2021年）322頁；信夫淳平『戦時国際法講義（第1巻）』（丸善、1941年）2頁。

8 岩沢『国際法』726頁。See UK Ministry of Defence, *The Manual of the Law of Armed Conflict* (hereinafter referred to as UK LOAC Manual) (Oxford: Oxford University Press, 2004), para. 1.2. もっとも、アメリカは依然戦争法と呼称している。See United States General Counsel of the Department of Defense, *Department of Defense Law of War Manual* (hereinafter referred to as US LOW Manual), June 2015 (Updated December 2016).

9 武力紛争法は、広義では交戦法規と中立法規の両方を含むが、狭義では交戦法規のみを指すという見解もある。岩沢『国際法』726頁。

10 Emily Crawford and Alison Pert, *International Humanitarian Law*, 2nd ed. (Cambridge: Cambridge University Press, 2020), p. 33.

11 外国のマニュアル等では「区別原則 (the principle of distinction)」又は「識別原則 (the principle of discrimination)」若しくは「確認原則 (the principle of identification)」という表現が用いられている。See UK LOAC Manual, para. 2.5.1; US LOW Manual, para. 2.5.

12 人的軍事目標は基本的に戦闘員であるが、物的軍事目標の定義については API 52条2項を参照。

し控えるよう不断の注意を払う義務（AP I 57 条 1 項）、戦闘方法として文民を飢餓の状態に置くことの禁止（AP I 54 条）、比例性の原則などがある。比例性の原則とは、軍事目標への攻撃による文民・民用物への付随的被害は、「予期される具体的かつ直接的軍事利益」と比較し過度となつてはならないというものである¹³。なお、比例性の原則からの派生規則として、攻撃に際し各種の損害予防措置をとる義務（AP I 57 条 2 項）、関連規則として（被）攻撃からの影響に係る予防措置義務がある（AP I 58 条）。また、軍事目標がダムや原子力発電所など危険な力を内蔵する施設等である場合、当該施設等に対する攻撃による危険な力の放出が文民たる住民に重大な損失をもたらすときは、当該施設等への攻撃は禁止される（AP I 56 条 1 項）。加えて、軍事目標主義の細則として、投降の意思を明示する者や負傷者・疾病者等戦闘外にあると認められる又は認められるべき者、空挺部隊員を除く遭難航空機から落下傘で降下中の者への攻撃は禁止されている（AP I 41、42 条）。また、戦闘犠牲者の保護等との関連で、軍事目標に対する攻撃であっても、保護を受ける権利や保護を与える義務を敵に想起させ、当該義務等の遵守意識を裏切る意図で行う背信行為により敵を殺傷し、捕えること（AP I 37 条 1 項）、文民・民用物を復讐の対象とすることも禁止されている（AP I 51 条 6 項、52 条 1 項）。さらに、環境保護との関連で、自然環境に長期的かつ深刻な損害を与えるような戦闘方法も禁止されている（AP I 35 条 3 項）。

戦闘手段に関しては、その基盤・基礎となる原則は不必要な苦痛の禁止であり¹⁴、当該原則の下、過度の傷害や無用の苦痛を与える兵器等の使用は禁止されている（AP I 35 条 2 項）。また、軍事目標主義（目標区別原則）との関連で、無差別な効果を及ぼす兵器の使用も禁止される¹⁵。環境保護との関連では、自然環境に深刻な損害を与えるような手段、環境改変技術の使用も禁止されている（AP I 35 条 3 項、環境改変技術敵対的使用禁止条約）。なお、戦闘方法に関する規則に関しては、API 等で体系的な精緻化がなされているが、戦闘手段に関する規則に関しては、特定の兵器に焦点をあて、個別の条約で要件を精緻化し規制するという方式が多く取られている¹⁶。

13 Crawford and Pert, *International Humanitarian Law*, p. 46. 比例性の原則に関する細部原理について検討したものとして、例えば次を参照。Jeroen Van Den Boogaard, *Proportionality in International Humanitarian Law* (Cambridge: Cambridge University Press, 2023); Amichai Cohen and David Zlotogorski, *Proportionality in International Humanitarian Law* (Oxford: Oxford University Press, 2021).

14 新井京「武力紛争法」浅田正彦編『国際法（第5版）』（東信堂、2022年）512 - 513 頁。

15 *UK LOAC Manual*, para. 6.4; *US LOW Manual*, para. 6.4.1.

16 そのような個別的条約による規制のある兵器のうち、通常兵器としては、一定の炸裂性・爆発性・燃焼性の発射物、ダムダム弾、自動触発水雷（機雷）、X 線で検出不可能な破片を利用する兵器、地雷、ブービートラップ、地雷・ブービートラップに類似の装置、焼夷兵器、失明をもたらすレーザー兵器、クラスター弾などが挙げられる。また、大量破壊兵器、すなわち、核兵器、生物兵器、化学兵器のうち、特に生物兵器と化学兵器については条約による禁止が一般化しているが、核兵器に関しては、これを包括的に禁止する条約（核兵器禁止条約）は存在するものの、

武力紛争犠牲者等の保護に関し対象となるのは、人については医療（衛生）要員、文民保護組織の要員、宗教要員、傷者、病者、難船者、捕虜、文民などであり、死者についても一定の取り扱い義務がある（1949年ジュネーヴ第1条約〔以下、第1条約〕24条等）。物等は、医療組織・医療関係の建物・設備・物品、医療用輸送手段、文民保護のために使用される建物・文民の避難所等、文化財などが対象となる（第1条約33条等）。また、特別な留意が必要な物・事項として、危険な力を内蔵する工作物及び施設、文民たる住民の生存に不可欠な物、自然環境などがある（API 56条等）。さらに、一定の地域を特別保護対象地区・地帯とする制度として、病院地帯及び病院地区（第1条約23条、1949年ジュネーヴ第4条約〔以下、第4条約〕14条）、無防備地区（API 59条）、非武装地帯（API 60条）などがある。その他、敵対行為への直接参加であり、かつ、武力紛争法に則った行為に関し、戦闘員は訴追を免除される（訴追されない）という戦闘員免除（特権）（API 43条2項¹⁷⁾、戦闘員等の捕虜としての待遇に関する諸規則（1949年ジュネーヴ第3条約〔以下、第3条約〕）、文民の保護に関しては、権力内にある敵国文民の保護に関する諸規則（第4条約）もあり、その中には占領法規と呼ばれる占領国の義務に係る規則も含まれる（第4条約3編3部、ハーグ陸戦規則3款）。

以上のように、交戦法規は、軍事目標主義と不必要な苦痛の禁止を基盤とする戦闘の方法・手段を規制する規則（ハーグ法）と武力紛争犠牲者等の保護に関する規則（ジュネーヴ法）の大きく2つの範疇に分かれるため、交戦法規違反となる偽情報についても、この2つの範疇の規則に照らし検討すべきことに留意する必要があるだろう。

さらに、こういった武力紛争法の諸規則には、その根底に軍事的必要性和人道という2つの要素があり、解釈適用に際しても、この2つの要素の衡量が重要であることにも留意する必要があるだろう¹⁸⁾。

(2) 中立法規

交戦国と中立国の関係を規律する中立法規では¹⁹⁾、交戦国は中立国の主権等の尊重が義務とされる一方（海戦中立条約1条、陸戦中立条約1条等）、中立国は防止、避止、黙

核兵器保有国を含め多くの国が未加入であり、世界規模で適用される核兵器関連条約の中にも、核兵器の使用を明確に禁止するものは存在しない。

17 戦闘員免除のAPI上の根拠について、クロフォードとパートは43条2項にその概念が見出される旨説明している。

Crawford and Pert, *International Humanitarian Law*, p. 97.

18 UK LOAC Manual, paras. 2.2 – 2.4.3.

19 Stephen C. Neff, *The Rights and Duties of Neutrals* (Manchester: Manchester University Press, 2000), pp. 10-23.

認の義務を負う²⁰。もともと、国連憲章下、安全保障理事会（以下、安保理）が平和の破壊等に係る強制措置を決定すれば、国連加盟国は当該決定に拘束され²¹、自由に中立を選ぶ余地はない。ただし、2022年2月24日から始まったロシアによるウクライナへの侵略に関し、ロシアの拒否権行使によって安保理が当該侵略を平和の破壊等と決定できなかったように、違法な武力行使が生起しても安保理が平和の破壊等の存在を常に決定できるわけではなく、仮に当該決定を行ったとしても、これに係る強制措置の決定を常に行うとはかぎらない。そのような場合、紛争当事国以外の第3国に武力不行使原則違反国に制裁を加える義務や被害国を援助する義務は無いが、当該違反国に対して中立国としての義務の履行を拒否し、かつ、交戦国としての権利を認めず、被害国に援助を与える等の差別的措置をとることは違法でないとする説が有力である²²。

以上を踏まえると、中立法規との関係で武力紛争法違反となり得る偽情報は、理論上、中立法規上の中立国の利益を侵害するようなものが中心になると考えられる。

（3）海戦法：武力紛争法の特則

武力紛争法の特則として海戦法がある。海戦法には、海戦固有の戦闘方法・手段などに関する規則があり²³、その中にはAPIで明示的に禁止されている中立国（武力紛争当事者でない国）の国旗の使用（39条1項）を奇計として認める偽情報に関する特別な（慣習国際法）規則もある²⁴。このような規則は偽情報の海戦法上の違反を検討する上で、また、中立法上の中立国の利益と関係する点で、留意する必要がある。また、中立国商船によって輸送されている戦時禁制品の捕獲を含む海上捕獲権の行使を規律する規則も海戦法固有のものである²⁵。よって、武力紛争法上の基盤（考慮）要素として人道と軍事的必要性が挙げられるが、海戦法に関しては、これらに加え中立国の利益が挙げられる²⁶。さらに、（2）項で述べた武力不行使原則の確立による中立法規を中心とした伝統的規則からの修正の1

20 信夫『戦時国際法講義（第4巻）』208－209頁；Nicolas Tsagourias and Alasdair Morrison, *International Humanitarian Law*, 2nd ed. (Cambridge: Cambridge University Press, 2023) p. 233.

21 国連憲章 25 条。

22 International Law Association, *The Budapest Resolutions of 1934 on the Briand-Kellogg Pact of Paris*, Article 4；石本泰雄『中立制度の史的研究』（有斐閣、1958 年）221－223 頁。

23 International Institute of Humanitarian Law, *San Remo Manual on International Law Applicable to Armed Conflicts at Sea* (hereinafter referred to as SRM) (New York: Cambridge University Press, 1995), pp. 73-186, 223-245.

24 立作太郎『戦時国際法論』（日本評論社、1944 年）384 頁；信夫『戦時国際法講義（3巻）』373 頁。

25 SRM, pp. 187-221. 日本の船舶法 22 条 2 項は、上述の国旗の使用と捕獲権行使に係る海戦法規則を踏まえたものである。

26 人道法国際法研究所（竹本正幸監訳）『海上武力紛争法サンレモ・マニュアル解説書』（東信堂、1997 年）4 頁；田岡良一、小川芳彦改訂『国際法（新版）』（勁草書房、1986 年）255 頁。

つとして、武力不行使原則の違反国に関しては、中立国船舶に対する臨検・搜索・封鎖などの交戦国の権利は認められないとする説が有力である²⁷。偽情報と関わる武力紛争法の範囲を押さえる上で、これらの点にも留意する必要がある。

(4) 武力紛争法の履行確保制度

武力紛争法の履行を確保するため、敵交戦国が武力紛争法に違反した場合、これを是正させるために交戦国が武力紛争法違反を行うことは（戦時）復仇として武力紛争法（国際法）上認められている²⁸。その他、違反国への損害賠償請求等による国家責任追及、違反行為（戦争犯罪）を行った個人を犯罪者として国内裁判所で裁き刑罰を科することなども履行確保手段となり得る。さらに、利益保護国の制度や国際事実調査委員会、ジュネーヴ諸条約が導入した重大な違反行為の処罰制度なども武力紛争法の履行確保制度に含まれ得ると言える²⁹。

以上のような武力紛争法の履行確保制度の把握は、武力紛争法違反となる敵国偽情報への対抗措置の多様さと適切さを確保する上で肝要と考えられるが、2節（2）で触れているように、（戦時）復仇に関しては違法性阻却事由でもあることに留意する必要がある。

2. 武力紛争法違反の意義及び要件

(1) 武力紛争法違反の意義

国内法上、違法行為は私法上の不法行為と刑法上の犯罪の2つの範疇に区別されている³⁰。そして、私法上の不法行為の場合、問題となるのは加害者と被害者という私人相互の水平的関係であるのに対し、犯罪の場合、加害者と法秩序の担い手たる国家との関係が問題とされる³¹。

他方、武力紛争法は国際法の一分野であり、国際法は、主権国家の併存する国際社会において、国家間の関係（国際関係）規律を主目的とする法³²、すなわち、法主体間の

27 International Law Association, *The Budapest Resolutions*, Article 4 (a).

28 David Turns, "Implementation of International Humanitarian Law," in *The Oxford Guide to International Humanitarian Law*, ed. Ben Saul and Dapo Akande (Oxford: Oxford University Press, 2020), p. 366. なお、武力不行使原則により平時の武力復仇は認められなくなったため、平時復仇は今日対抗措置と呼称されている。岩沢『国際法』586－587頁。

29 新井「武力紛争法」523－524頁。

30 田畑『国際法新講（下）』3頁。

31 同上。

32 Malcom N. Shaw, *International Law*, 9th ed. (Cambridge: Cambridge University Press, 2021), p. 2; 浅田『国際法』4頁。

水平的関係を規律する法であり、国内法上の私法に相当（類似）する機能を有する。よって、国際法上の違法行為、すなわち、国際法違反は、国内法上の犯罪ではなく、私法上の不法行為に類似するものと解され、国家実行上もそのような性質のものとして取り扱われている³³。したがって、国際法違反に係る責任は当然国家に帰属するが、当該違反の効果たる国家（国際）責任の性質は、国内法上の刑事責任ではなく、民事責任、すなわち、私法上の責任に親和的なものと言える。実際、国際法違反の効果として生じる事後救済（reparation）の義務も、その内容は、原状回復、損害賠償等、私法上の責任解除措置に親和的なものである³⁴。また、事後救済の方式としては満足（satisfaction）もあり、その形態として陳謝、違反国による違反の自認、事件の究明と責任者の処罰などがある。なお、加害国が陳謝しなくても、国際裁判所が加害国行為の違法を宣言することでも満足となり得る³⁵。

偽情報の発信が武力紛争法に違反する場合、武力紛争法は国際法の一分野であることから、当該違反の法的性質及び違反に係る敵国への責任追及としての具体的な要求も上述のようなものとなろう。なお、1節（4）でも触れたように、武力紛争法違反となる敵方の行為に関する刑事責任は、自国刑法に抵触するものについて、（属地主義、属人主義等の）自国刑法の適用範囲の原則と管轄権行使に関する国際法上の原則を踏まえ、行為者に対する自国刑法の適用により追及するのが基本となる³⁶。

（2）武力紛争法違反の要件

武力紛争法違反となり得る行為とは、1節で説明した各種の義務・禁止原則に違反する武力紛争当事国の行為である。よって、偽情報の発信が武力紛争法違反となるには、当該偽情報が武力紛争当事国（の機関³⁷）によって発信されていることが基本前提となる。また、偽情報の発信が武力紛争法違反と評価されるには、当該偽情報発信が武力紛争法上の規則に違反する行為であることに加え、1節（4）で述べた（戦時）復仇のような違法性阻却事由に該当しないことも理論上必要である。

33 田畑『国際法新講（下）』4頁。

34 同上、62頁。

35 例えば、コルフ海峡事件において、国際司法裁判所は、イギリス軍艦によるアルバニア領海内での機雷掃海をアルバニアの主権侵害と宣言し、そのような宣言が「それ自体で適切な満足である」とした。International Court of Justice, *The Corfu Channel Case*, Judgment of 9 April 1949, p. 35.

36 国際刑事裁判所の管轄権行使に関しては、国内裁判所の管轄権を尊重し、国際刑事裁判所はそれを補完する存在であるとする「補完性の原則」がとられている。国際刑事裁判所規程前文第10段及び同規程1条。

37 交戦団体承認制度に基づく交戦団体も武力紛争の主体となり得るため、正確には武力紛争当事「者」と記述すべきであろうが、便宜上本稿では交戦団体も含め武力紛争当事国と記述する。なお、法の主体の「機関」とは法の主体のために行為をなし得る自然人又は組織体をいう。

なお、領域主権の侵害は他国に有形的（物理的）損害を発生させない場合もあるが、他国領域の汚染が国際法上の違法行為、すなわち、国際法違反と評価され得るには、汚染による損害の発生が必要とされる。このように、損害（違法な結果）の発生は無くとも国家（国際法主体）の行為のみで国際法違反が成立する場合もあれば、損害の発生が国際法違反の成立要件とされる場合もある。損害の発生が国際法違反の成立に必要なか否かは、国際義務の内容による³⁸。したがって、武力紛争法違反の類型が、例えば文民の死亡（API 85条3項柱書・(a)）など違法な結果（被害・損害）の発生を前提にしている場合、偽情報の発信が当該武力紛争法違反と評価されるには、偽情報が当該違法な結果を生起させたことが必要である。

また、ある行為が違法な結果を引き起こしたと言い得るには、当該行為と発生した結果との間に一定の因果関係（causation）が必要とされる。これは、コモン・ロー（英米法）刑法、大陸法刑法に共通する刑法の一般原則的要件であるが、当該因果関係の程度、すなわち、因果が法的因果関係となり得る要件は、その行為が無かったら、その結果も発生しなかったであろうという条件関係（‘but for’）を基調とする直接的因果でなければならないことも、共通の原則である³⁹。また、行為と違法な結果との間の法的因果関係の必要性は、刑法だけではなく、民法、すなわち、私法上の不法行為成立上の要件ともなっており⁴⁰、それゆえ、刑法、私法に共通する違法・不法の要件とも言える。国際法は国内法上の私法に相当（類似）する機能を持つ法であることから、違法な結果（損害・被害）の発生が国際法違反の要件となる場合、やはり国際法上の行為と当該違法な結果との間に法的因果関係が必要となる。よって、武力紛争法も国際法の一分野である以上、武力紛争時の偽情報の発信が違法な結果（損害・被害）の発生に係る武力紛争法上の規則の違反となるには、当該偽情報と違法な結果（損害・被害）との間の法的因果関係が必要となる。

（3）武力紛争法違反と倫理違反の相違（合法と倫理的許容性の相違）

法の目指す正義は、司法（正義）の女神の持つ天秤ばかりに象徴されるように、対立利益の公平（衡平）という意味の正しさであり、善たる正しさではない。武力紛争法の諸規則も軍事的必要性和人道という対立利益の衡量結果という性質を内在させる法的責任有無の基準であり、倫理上の善悪判断基準ではない。それゆえ、偽情報の発信が武力紛争法違反でないことは、当該偽情報発信に関し武力紛争法上（賠償等の法的）責任が追及され

38 岩沢『国際法』569頁。

39 西田典之『刑法総論（第2版）』（弘文堂、2010年）93頁；Andrew Ashworth, *Principles of Criminal Law*, 6th ed. (Oxford: Oxford University Press, 2009), p. 103.

40 内田貴『民法Ⅱ（第3版）』（東京大学出版会、2011年）385－404頁。

ないことを意味するものの⁴¹、倫理上の許容性を必ずしも意味しない⁴²。それゆえ、武力紛争時の偽情報発信の許容性について判断する場合、武力紛争法上の合法性のみでは考慮要素として十分でない場合があることに留意する必要があるだろう。

3. 武力紛争時の偽情報の例

武力紛争時に発信される偽情報の内容は多種にわたると考えられるが、大戦・武力紛争中の事案に関する文献等から確認できた偽情報又は偽情報の疑いのある情報発信のうち、武力紛争法違反となる偽情報発信の検討上資となり得るものの例を目的別に区分して示すと以下のとおりである。

(1) 敵国・敵軍の違法行為等の宣伝

敵国・敵軍が交戦法規に違反しているという印象拡散を目的とした当局等による意図的な偽情報発信は、戦時・武力紛争時多々あった。例えば、K・カール・カワカミ（Kiyoshi Karl Kawakami）は、第1次世界大戦中、フランスの当局が切り落とされた首等の模型を木で作成し、写真撮影の上、当該写真を敵の残虐さの証拠として世界中に拡散させたことをフランスのジャーナリストが著作で告白したことや、1915年12月15日付ロンドン・デイリー・ミラー紙が、ドイツの新聞に掲載された写真をドイツ軍による虐待行為の光景である旨の見出に変えて掲載したことを紹介している⁴³。また、カワカミは、日華事変中の1937年8月15日⁴⁴、中国軍機が上海国際租界中のキャセイホテルとパレスホテルを爆撃した事案に関し、中国当局は当該爆撃機を日本軍機と報道したものの、ワシントン・ポストの上海特派員が当該爆撃機は中国軍機であったことを突き止めたところ、中国当局は先の報道を訂正したことを紹介している⁴⁵。加えて、先述の事案から約1週間後の8月22日、再び中国軍機が上海の共同租界を爆撃し、デパートに被害を与えた事案に関しても、中国当局は当該爆撃が日本軍

41 Hans Kelsen, *Law and Peace in International Relations* (New York: William S. Hein & Co., Inc., 1997), pp. 23-26.

42 武力紛争法上の合法性に加え倫理を正当性要素として検討する分野に、例えば自立型致死兵器（LAWS）がある。自立型致死兵器に関する倫理上の検討に関しては、例えば次を参照。岩本誠吾「AIロボット兵器と国際法規制の方向性」芹田健太郎他編『実証の国際法学の継承』（信山社、2019年）868－869頁。

43 K・カール・カワカミ（福井雄三訳）『シナ大陸の真相』（経営科学出版、2022年）268－269頁。

44 戦争とは、国際法上、当事国のいずれか一方による宣戦布告のような明示の戦意（*animus belligerendi*）の表明又は黙示の戦意の表明によって成立する法状態であり（田畑『国際法新講（下）』184、243－245頁）、日中間の戦争状態は、国際法上、1941年12月9日、中国（重慶）政府による日本への宣戦布告により生じた。この点は日中間の戦争状態終了を確認した日華平和条約においても4条で示されている。

45 カワカミ『シナ大陸の真相』270頁。

機によるものである旨発表した⁴⁶が、9月6日付香港発ニューヨーク・タイムズ特電は、当該事案は中国軍機によることを示す証拠がある旨報じたことを紹介している⁴⁶。

(2) 敵国・敵軍の欺瞞・士気低下

第2次世界大戦中の当局による偽情報発信に関し、イギリスでは軍政治戦委員会(Political Warfare Executive)が、アメリカでは戦略事務局士気操作部(Morale Operations Section of the Office of Strategic Services)が担当していた⁴⁷。両機関が発した偽情報には、敵の欺瞞や敵の士気低下を目的としたものもあり、例えば、1940年秋のドイツ軍のイギリス東部海岸への上陸作戦は、イギリス軍の秘密兵器によって阻止されたという偽情報もあった。当該偽情報は極めて大きな効果を上げたと言われている⁴⁸。また、アメリカによる偽情報には、例えば、イタリア軍は連合軍機が散布する投降票だけでは足りず自分達でも印刷しているという、イタリアに展開しているドイツ軍のような特定の敵軍のみを対象にしたものもあった⁴⁹、連合軍の爆撃にさらされた者は不妊症になるといった敵国民全体を対象に心理的苦痛を与えることを目的とした偽情報もあった⁵⁰。

(3) 自国・自軍の違法行為の隠蔽・正当化

1節(1)で説明したとおり、文民病院は交戦法規上保護対象であり、第4条約(18条)では文民病院はいかなる場合にも攻撃してはならず、常に武力紛争当事国の尊重及び保護を受ける旨規定されている。イスラエルは同条約の締約国であるが、パレスチナ(自治区)ガザ市にあるシファ病院の地下にイスラム主義組織ハマスの司令部があると主張し、2023年11月15日、イスラエル軍は同病院に突入⁵¹、院内から武器や弾薬を回収したとする動画を公表した⁵²。なお、第4条約は、文民病院であっても、その人道任務から逸脱して敵に有害な行為を行った場合保護は消滅するとしているが、合理的な期限を定めた警告が発せられ、かつ、当該警告が無視された後でなければ、保護を消滅させることはできないとしている(19条)。この点について、イスラエルは、作戦前日(11月14日)に「ガザの関係当局に対し、

46 同上、270 - 271 頁。

47 Paul Fussell, *Wartime* (Oxford: Oxford University Press, 1990) pp. 45-46.

48 Ibid., p. 47.

49 Ibid., p. 46.

50 Ibid.

51 読売新聞、2023年11月15日(夕刊)。

52 Nidal Al-Mughrabi, " Hamas command center, weapons found at Gaza hospital, Israeli military says, " November 15, 2023, *Reuters*, last updated November 16, 2023, <https://www.reuters.com/world/middle-east/israel-raids-gazas-al-shifa-hospital-2023-11-15/>; 読売新聞、2023年11月16日(夕刊)。なお、イスラエル・ハマスの間紛争の国際法上の性質については、本稿注5を参照。

病院内での軍事活動を 12 時間以内に中止するよう再度伝えたが、応じなかった」と主張した⁵³。一方、ハマスは病院の軍事利用を否定しており、ロイター通信によると、ハマスは 11 月 15 日、病院突入の責任はイスラエルとアメリカの双方にあると非難する声明を発した⁵⁴。また、イスラエル軍が院内で多くの病人や医療関係者を殴打した他、服を脱ぐよう強要したとも主張した⁵⁵。ハマスの病院利用に関する両紛争当事者の主張は正反対であり、いずれかの主張が虚偽、すなわち、偽情報ということになるだろうが、本稿執筆時点（2024 年 7 月末）で本件に係る第 3 者による中立的、かつ、公正な事実確認が認められないため、真偽は不明である。なお、細部に関しては、双方の主張に偽情報が含まれていた可能性もある。

（4）自国・自軍の士気高揚

武力紛争時、士気高揚を図るため、自軍に関する偽情報を当局が発信することもある。例えば、日本海軍による真珠湾攻撃直後の 1941 年 12 月 10 日、軽巡洋艦名取を攻撃し、その後日本軍機に撃墜された B17 爆撃機に関し、アメリカ当局は、当該機が戦艦榛名に体当たり攻撃したと発表した⁵⁶。

また、ウクライナ政府の関係者（ウクライナ内務省顧問）は、2022 年 2 月 24 日、ロシア軍（軍艦）からの通信による降伏勧告に対し、黒海・ズミイヌイ島（Zmiinyi Island）のウクライナ国境警備隊がこれを拒否する通信の記録とする音声を公開し、ウクライナ大統領は、降伏せず最後まで戦い続け、祖国のために命を捧げた国境警備隊員には「ウクライナの英雄」の称号が授与される旨声明した⁵⁷。しかし、インサイダーの記者エリン・スノッドグラス（Erin Snodgrass）は、ウクライナ海軍からの情報として、当該 13 名の国境警備隊員は 2 度にわたるロシアの攻撃に抗戦したが、弾薬欠乏により最終的に降伏を余儀なくされ、現在セバストポリで抑留されていると報じている⁵⁸。また、ロシアによるウクライナ侵攻開始の翌日、ウクライナのメディアは、30 時間のうちに敵機 6 機を撃墜したウクライナ空軍 MIG29 の無名パイロットについて報道を始め、ウクライナ政府も 2 月 27 日にツイッター（現「X」）で当該無名パイロットの物語を拡散させた⁵⁹。しかし、それから約 1 か月後、ウクライナ当局自体によって広められ

53 日本経済新聞、2023 年 11 月 15 日（夕刊）。

54 同上。

55 朝日新聞、2023 年 11 月 16 日（夕刊）。

56 Fussell, *Wartime*, pp. 35-36.

57 Charles R. Davis and Kieran Corcoran, “Ukraine troops on Zmiinyi Island who reportedly told Russian warships ‘go fuck yourself’ now reported alive,” *Business Insider*, last updated February 25, 2022, <https://www.businessinsider.com/ukrainian-border-guards-on-zmiinyi-island-died-as-heroes-zelensky-says-2022-2>.

58 Ibid.

59 Emma Bubola, “Ukraine acknowledges that the ‘Ghost of Kyiv’ is a myth,” *New York Times*, last updated May 1, 2022, <https://www.nytimes.com/2022/05/01/world/europe/ghost-kyiv-ukraine-myth.html>.

た当該無名パイロットの噂に関し、それは「超英雄伝説（superhero-legend）であり、その人物像はウクライナ人によって創作されたものである」とウクライナ空軍司令官がフェイスブックで公表した⁶⁰。

4. 武力紛争法違反となり得る偽情報

3節で紹介したように、武力紛争中の偽情報や偽情報と思える情報発信の実例としては多様なものを確認できる。その中には、(4)のように国内法上は問題となるだろうが国際法上問題にならないと思われるものもあるが、(1)のように中立国の不当な利益侵害を含むもの、(3)のような敵国の交戦法規違反たる攻撃の宣伝に関するもの、さらに(2)の中の例のように敵国文民の精神的苦痛を含む敵国への打撃を目的としたものも確認できる。

よって、1・2節及び上述の3節の事例を踏まえると、いかなる偽情報の発信が武力紛争法違反となるかを検討する上で、違法な攻撃に相当する偽情報の発信、特に、偽情報により敵国文民に精神的苦痛を与えることが違法な攻撃等に該当するかが論点の1つになり得ると考えられる。ただし、偽情報は物理的な強制力を持たず、人の認知に働きかけるのみであるため、そもそも偽情報が攻撃に該当し得る場合があるかという偽情報の攻撃該当性が先決的論点となろう。また、当該論点からの派生的論点として、例えば、文民等を危険に誘引することを目的とした偽情報の発信は攻撃となるか、第3者による加害を誘発することを目的とした偽情報の発信は攻撃となるか、偽情報による物の効用喪失があり得るか、あり得る場合、それは攻撃となり得るか、などが考えられる。そこで、これらの論点について以下分析検討する。

(1) 偽情報の攻撃該当性

1節(1)で説明したように、偽情報が軍事目標以外の人・物に対する攻撃に該当すれば、その発信は交戦法規（ハーグ法）違反となり得る。しかしながら、物理的な力を持たず人の認知に働きかけるだけの偽情報に関しては、攻撃該当性、より具体的には、交戦法規上の攻撃の定義・概念が問題となる。

APIでは、攻撃を「攻勢としてであるか、防御としてであるかを問わず、敵に対する暴力行為」とであると定義しており(49条)、当該定義に従えば、非暴力行為は攻撃に該当しない。これを踏まえ、「サイバー行動に適用される国際法に関するタリン・マニュアル 2.0」(以下、タリン・マニュアル 2.0)でも、心理的サイバー行動やサイバー諜報(cyber espionage)

60 Ibid.

といった非暴力的行動（non-violent operations）は攻撃としての性格を持たず⁶¹、「人の傷害又は死亡若しくは物の被害（damage）又は損壊（destruction）を引き起こすことが合理的に予測される」⁶² サイバー行動をサイバー攻撃と定義している。このような定義・概念に照らせば、偽情報は人の認知に働きかけるのみで、偽情報自体が人の死傷や物の損壊等を引き起こすわけではないため、アメリカ法曹協会人権センター法務顧問であるエイアン・カツツ（Eian Katz）が指摘するように、偽情報は交戦法規上の攻撃やその他の物理的暴力行為とは基本的に扱われ得ないだろう⁶³。また、ミヒャエル・ボーテ（Michael Bothe）等も、攻撃の概念にプロパガンダの拡散や心理戦のような非物理的手段は含まれないと指摘している⁶⁴。以上を踏まえると、（2）で例示するような特段の事情が無ければ、偽情報は交戦法規上、攻撃に該当しないと一般的に解される。

（2）危険への誘因を目的とした偽情報の発信

偽情報が攻撃に該当しないとしても、例えば、敵対行為から逃れようとしている敵国文民の殺傷を意図し、死傷することがほぼ確実に予測される地雷原等に当該敵国文民を偽情報によって誘い込もうとすることは交戦法規違反と評価されないだろうか。この点について、赤十字国際委員会の法務顧問（Legal Adviser）ティルマン・ローデンホイザー（Tilman Rodenhäuser）は、ノルウェーの武力紛争法マニュアルが、違法な心理戦の例として、文民に傷害を引き起こすため当該文民が誤解することを意図して情報を流布することを情報戦と攻撃の概念で考察していることを引用し⁶⁵、上述のような偽情報の発信は武力紛争法上違法と解され得ることを暗示している。同時に、ローデンホイザーは、人の傷害又は死亡若しくは物に対する被害につながる事が予期され得る情報活動が攻撃と考えられるか否かについて見解を示した国家や専門家はごくわずかであると述べた上で、当該問題の法的観点からの難点は、情報活動を攻撃と考えられるほど当該活動と有害な結果生起との間に十分な結び

61 The International Groups of Experts, *Tallinn Manual 2.0 on the International Law Applicable to Cyber Operations*, ed. Michael N. Schmitt (Cambridge: Cambridge University press, 2017), p. 415.

62 Ibid., p. 415 (Rule 92).

63 Eian Katz, "Liar's War: Protecting civilians from disinformation during armed conflict," *International Review of the Red Cross*, vol. 102, no. 659 (2020), pp. 669-670. また、カツツは、ミャンマー、ルワンダ、シリアの事例を確認すると、武力紛争中の偽情報がしばしば暴力行為の原因とはなっているが、偽情報発信者に当該暴力行為による被害の責任を負わせることはできないので、偽情報自体は国際人道法上、攻撃やその他の物理的暴力行為とは扱われ不得旨指摘している。Katz, "Liar's War," pp. 669-670.

64 Michael Bothe et al., *New Rules for Victims of Armed Conflicts*, 2nd ed. (Leiden: Martinus Nijhoff, 2013), para. 329.

65 Tilman Rodenhäuser, "The Legal Boundaries of (Digital) Information or Psychological Operations Under International Humanitarian Law," *International Law Studies*, vol. 100 (2023), p. 569.

つきがあると言えるかである旨指摘している⁶⁶。しかしながら、ローデンホイザー自身も人の死亡等につながることが予期され得る情報活動が攻撃に該当するか否かについて明確に答えていない。

本節(1)及び2節(2)で説明したように、ある行為が違法な結果を生起させたと法的に言い得るには、当該行為と違法な結果との間に直接的因果、すなわち、法的因果関係が必要である。これを踏まえると、上述のような文民を地雷原に誘い込むための偽情報に影響を受けて地雷原に入り込んだ文民が死傷したとしても、その状況で当該偽情報に接した一般常識を持つ通常人であれば、ほぼ間違いなく地雷原に入り込むことが予見される内容であったというような特段の事情が無ければ、違法行為の成立要件としての法的因果関係、すなわち、もし当該偽情報がなければ文民の死傷や死傷の危険は生じなかったという条件関係が、少なくとも直接的な物理的暴力とそれによる死傷との間の条件関係と同様に偽情報と当該被害との間に存在するとは言い難い。したがって、文民を死傷の危険に誘引することを目的とした偽情報の発信であっても、上述のような特段の事情が無ければ、文民に対する攻撃に相当するとは一般的に言い難いだろう。それゆえ、この点に着目すると、当該偽情報の発信は戦闘の方法・手段を規制する規則(ハーグ法)には違反せず、その意味で交戦法規違反でないようにも思える。

しかしながら、1節(1)で示したように、交戦法規には武力紛争犠牲者等の保護に関する規則(ジュネーヴ法)もあり、当該規則上文民は軍事行動から生ずる危険からの一般的保護を受け(AP I 51条1項)、その生命は尊重される(ハーグ陸戦規則46条)。交戦国にはこのような保護・尊重義務がある以上、文民を危険に誘い込むことを意図し、かつ、そのような結果につながり得る偽情報を発信すること自体が当該保護・尊重義務に抵触する(ジュネーヴ法違反)と解され得る。よって、この点において当該偽情報発信は交戦法規違反となる可能性がある。

(3) 第3者による加害を誘発することを目的とした偽情報の発信

偽情報自体は直接的な攻撃に該当しないとしても、偽情報によって第3者に文民への加害動機を付与し、これによって文民を当該第3者による加害(暴力行為)の危険にさらすことは間接的に攻撃を加えていることになるのではないかとも思える。この点について、カッツは、犯罪行為の実施指令や強制を伴わず、単に動機を付与するか、動機を強化するのみの偽情報それ自体と、当該偽情報により誘発された第3者の加害による文民の被害との間に一次的因果関係があるとは言い難いため、当該偽情報が単に動機を付与するにすぎないもの

66 Ibid.

であれば、その発信は加害に当たらないだけでなく、間接加害としても不十分である旨指摘している⁶⁷。2節(2)で説明したように、違法行為の成立要件の1つである行為と違法な結果との法的因果関係は、「風が吹けば桶屋が儲かる」的な単なる事象連鎖の因果ではなく、条件関係を基調とする直接的因果であることを踏まえると、カツの指摘は妥当と考えられる。

しかしながら、第3者に加害動機を付与するのみの偽情報の発信は間接加害にも当たらないとしても、加害(暴力行為)の扇動という違法行為には該当するようにも思える⁶⁸。この点についてカツは、扇動が成立するためには、その要素として第3者に行為を行わせようとする「意図」に加え、当該扇動により第3者が行為の実行に至る「蓋然性」が必要とされるものの、個人や集団に対する抽象的非難(libelous accusations)の形態をとる偽情報は、どれだけ唱導しても、扇動の要件を充足するレベルの「蓋然性」には達しない旨指摘する⁶⁹。また、ジェノサイドの実行の「扇動」を犯罪と定めている国際刑事裁判所規程も、当該扇動は「直接にかつ公然と」(下線筆者)なされることが要件とされている(25条3項(e))。以上を踏まえると、「〇〇民族は危険」というような偽情報の発信だけでは、文民への加害(暴力行為)の危険を高め得るとしても、当該加害(暴力行為)の扇動には当たらないと解される。カツも同様に結論している⁷⁰。

(4) 偽情報による物の効用喪失

1節(1)で説明したように、交戦法規上、民用物を攻撃対象とすることは禁止されている。また、本節(1)で説明したように、交戦法規でいう民用物に対する攻撃は、物の損傷又は損壊につながる行為を意味するが、物の損傷は物理的被害に限られず、物の機能・効用を減ずることも含まれ得ると解される。実際、フランスは、サイバー行動の標的とされた物が当該行動の結果もはや企図された目的に使用できなくなった場合、当該物の物理的被害の有無にかかわらず、当該サイバー行動は攻撃に該当する旨説明している⁷¹。このように物の機能・効用を減ずる行動等も物の損傷につながるという点で攻撃に含まれ得るという解釈が成立するならば、例えば、武力紛争中、文民に対する人道援助として配給される食糧、医薬品等について、敵国が当該食糧等は有毒物で汚染されているという偽情報を発信したため、当該文民等が当該偽情報によってその安全性に疑念を抱いたものの、安全性を検証する手段・方法を持たない状況では、当該食糧等を口にすることができず、その意味で当

67 Katz, "Liar's War," p. 670.

68 扇動(罪)は、教唆、幫助といった共犯、間接加害に該当しない行為を処罰するための特別な犯罪関与類型である。

69 Katz, "Liar's War," p. 671.

70 Ibid., p. 672.

71 Ministère des Armées (French Ministry of Armed Forces), *Droit international appliqué aux opérations dans le cyberspace*, September 19, 2019, p. 13.

該食料等は実質的にその効用を失うことになり、この点において、当該偽情報は当該食糧等に対する攻撃と同視し得るという解釈が成立つようにも思える。

しかしながら、サイバー行動により物の機能・効用が減じられた場合、当該物の機能・効用は客観的に減じられているのに対し、偽情報によって汚染されていると文民に誤認識されている食糧等の場合、その効用は客観的には喪失しておらず、減じられてもいない。すなわち、当該偽情報による被害は主観的なものであって、客観的なものではない。この点において、上述のサイバー行動による被害と偽情報による当該被害の内容・性質は決定的に異なる。その意味で、偽情報によって食糧等が汚染されていると認識させることが、APIで禁止されている食糧等文民たる住民の生存に不可欠な物に対する攻撃(54条2項)や民用物への攻撃(52条1項)に該当するとは法的に言い難いように思える。

ただし、カッツも指摘しているように、検証手段が無い状況で食料や水のような供給品の安全性に不当に疑念を抱かせることによって文民が当該食料品等を口にすることをためらうようにさせる偽情報は、たとえ、それらの供給品に対する攻撃に該当しなくても、当該供給品の効用を実質的に失わせていると言い得るため⁷²、そのような偽情報の発信は、当該文民がその生存上、当該食料等の供給品に依存せざるを得ないような状況下では、戦闘の方法として文民を飢餓の状態におくことの禁止(API 54条1項)に抵触する(ハーグ法違反の)可能性がある⁷³。

カッツも、武力紛争中の偽情報が「救済品の分配を故意に妨げた」と考えられる場合には、その発信は攻撃を必須要件としない「戦闘の方法として文民を飢餓の状態」に置きこれを利用するという戦争犯罪(国際刑事裁判所規程8条2項(b)(xxv))になり得る旨指摘している⁷⁴。

(5) 偽情報による精神的苦痛

(1) で述べたとおり、タリン・マニュアル 2.0 は、武力紛争法上、人の傷害又は死亡等を引き起こすことが合理的に予測される行動は攻撃に相当する旨定義しているが、それに加え、(1 節 (1) で述べた) 武力紛争法の基盤要素の 1 つである人道(上の目的)に鑑み、人の傷害に「重篤な心理的苦痛(sever mental suffering)」も含め攻撃を定義するのが合理的である旨述べている⁷⁵。確かに、人の傷害は無形的方法でも可能と我が国の刑法上も

72 Katz, "Liar's War," p. 677.

73 戦闘の方法として文民を飢餓の状態におくことの禁止に関しては、例えば次を参照。新井京「戦闘方法としての文民の飢餓：その禁止と戦争犯罪化」『同志社法学』72 巻 7 号(2021 年 2 月) 169 - 213 頁。

74 Katz, "Liar's War," p. 679.

75 Tallinn Manual 2.0, p. 417.

解されており⁷⁶、この点及び上述の概念に照らせば、武力紛争時、偽情報により敵国文民に精神的苦痛を与えたならば、当該偽情報の発信は文民の傷害となり、文民に対する攻撃に該当するにも思える。しかしながら、我が国の刑法上も、人の傷害は、人の身体の状態の不良変更という意味での生理的機能侵害（障害）であるとするのが通説であり⁷⁷、精神的苦痛を与えることが傷害に当たるかという点に関し、我が国最高裁の判例でも、一時的な精神的苦痛やストレスを感じたというに止まらず、医学的な判断基準において求められている特徴的な精神症状が継続して発現した事案を傷害に当たるとしている⁷⁸。そうである以上、偽情報により人を傷害したと言い得るには、偽情報によって単に精神的苦痛を与えるだけでは足りず、精神障害を引き起こすほどの侵害が必要と考えられる。しかしながら、殺害するという脅迫のような無形的行為によって重篤な心理的苦痛を与えることは可能としても、偽情報によって精神障害を引き起こすほどの侵害が可能とは考え難く、そのような事例も確認できない。したがって、偽情報により文民に精神的苦痛を与えたとしても、それが文民に対する攻撃に該当するとは一般的に考え難い。

ただし、既述のとおり捕虜や文民等のジュネーヴ諸条約の保護対象者を保護することは、交戦法規上、武力紛争当事国の義務であり（第1条約12条、第2条約12条、第3条約13条、第4条約16条、API10条）、捕虜から情報を得る際に精神的拷問を加えることも明示的に禁止されている（第3条約17条）。したがって、偽情報により文民等に精神的苦痛を与えることは、文民等に対する攻撃に該当する（ハーグ法違反）とは言い難いかもしれないが、上述の保護義務に抵触し得るという点で交戦法規（ジュネーヴ法）違反となる可能性がある。かつ、偽情報活動の実施者を殺人や身体の傷害を含む犯罪を理由に訴追することは因果性の観点から適切でないだろうが、国際刑事裁判所規程8条2項(a)(iii)にいう文民等の健康に対して故意に重い苦痛を与えたことを理由に責任を課すのは可能であろう旨指摘している⁷⁹。

（6）総括

以上を総括すると、偽情報は人の認知に働きかける作用であり、それ自体が人の死傷等を引き起こす暴力行為ではないため、本節（2）の例で示すような特段の事情が無ければ、

76 例えば、我が国では、自宅から隣家に居住する被害者に対してラジオの音声や目覚まし時計のアラーム音を鳴らし続けて被害者に精神的ストレスを生じさせ、慢性頭痛症、睡眠障害等を負わせた行為を傷害罪とした例がある。前田雅英編集代表『条解刑法（第4版）』（弘文堂、2020年）617頁。

77 山口厚『刑法各論（第2版）』（有斐閣、2007年）45頁；西田典之『刑法各論（第5版）』（弘文堂、2010年）41頁。

78 最高裁判所決定・平成24年7月24日・最高裁判所刑事判例集68巻8号709頁；前田『条解刑法』616頁。

79 Katz, "Liar's War," p. 681.

偽情報は交戦法規上の攻撃に該当するとは解し難い。これは、精神的苦痛を与えるような偽情報についても同様で、偽情報では人の生理的機能侵害（障害）という刑法上の傷害が可能とは解されない以上、当該偽情報の発信も交戦法規上の攻撃に該当するとは一般的に考え難い。ただし、生存に不可欠な物に効用がないと文民に錯誤させ、欺罔するような偽情報、すなわち、食料や水のような供給品の安全性に不当に疑念を抱かせることによって文民に当該食料等を口にすることをためらわせる偽情報は、例えば、当該文民にとってその食料や水がその生存上唯一のものであるにもかかわらず、その安全性を検証する手段がない状況では、その発信が戦闘の方法として文民を飢餓の状態におくことの禁止に抵触し、攻撃には当たらないが交戦法規中の戦闘方法に関する規則（ハーグ法）に違反する可能性がある。

また、保護対象者を危険に誘引することを目的とした偽情報、保護対象者に精神的苦痛を与えることを目的とした偽情報などの発信も、戦闘の方法・手段を規制する規則（ハーグ法）上の違法な攻撃とは一般的に考え難いが、武力紛争犠牲者等の保護に関する規則（ジュネーヴ法）に抵触する可能性はある。これは、偽情報は人の認知に作用するのみであるため、偽情報による武力紛争法違反は挙動犯的でなければ成立しにくいことの現れと言えるかもしれない。

以上を踏まえると、特に敵国文民を対象とした偽情報の発信が武力紛争法違反となるのは、交戦法規の中の武力紛争犠牲者等の保護に関する規則（ジュネーヴ法）違反が主になると解されるが、物の効用喪失に係るような偽情報の発信は、戦闘の方法・手段を規制する規則（ハーグ法）の違反になり得る場合があると解される。

おわりに：武力紛争時の偽情報対応等に係る法（国際法）的観点からの留意点

3節で紹介した事例を踏まえると、武力紛争時における敵国からの偽情報は様々なものになると予想される。このため、当該偽情報への対抗要領も様々であろうが、当該偽情報の発信が武力紛争法に違反する場合、2節（1）で述べたように、敵国の国際法違反に関する責任の追及、すなわち、損害賠償の請求などによる敵国の国家責任追求という法的対抗手段をとることも可能となる。

よって、武力紛争時における敵国からの偽情報に適切に対応するには、まず、武力紛争法に照らし、合法的な偽情報の発信と違法な偽情報の発信を正確に峻別することが必要であり、そのためには1節で述べた武力紛争法の内容、特に中立国の国旗の使用を奇計たる

偽情報として許容する海戦法のような特則も含め交戦法規の内容を網羅的に把握しておくことが肝要であろう。また、2節で述べた武力紛争法違反（国際法上の違法行為）の性質及び要件を知悉しておくこと、並びに、偽情報に係る武力紛争法上の論点とそれに関する4節で述べたような分析検討について把握しておくことも肝要であろう。

さらに、適切な法的対抗手段をとるには、上述の把握に加え、1節（4）で述べた武力紛争法の履行確保制度及び2節（1）で述べた法的対抗手段についての把握も必要であろう。

なお、2節（1）で述べたように、武力紛争法に違反する敵方の行為に関する刑事責任は、行為者に対する自国刑法の適用により追及するのが基本となるが、当該偽情報の発信が自国刑法上いかなる罪に該当し得るかについては、刑法上の観点から、別途検討が必要であろう。

また、2節（3）で述べたように偽情報発信の合法性と倫理上の許容性は別個の問題であり、理論上両者は必ずしも一致しない。したがって、武力紛争法上合法的な自国の偽情報発信に関し、違法と倫理違反を同視するような敵国の非難に対しては、その理論的瑕疵を指摘し対抗し得るよう、2節（3）で述べた違法と倫理違反の峻別が肝要である。そのためにも、先に述べた武力紛争法の内容、偽情報に関する武力紛争法上の論点、違反要件等の把握は肝要であろう。また、自国の偽情報発信に際しても、武力紛争法上の合法性に留意する他、倫理上の許容性への留意が必要と考えられる。したがって、武力紛争時における偽情報発信の正当性の検討に際しては、偽情報発信の武力紛争法上の合法性の検討に加え、倫理上の許容性に関する検討も別途必要であることに留意すべきであろう。

（防衛研究所）